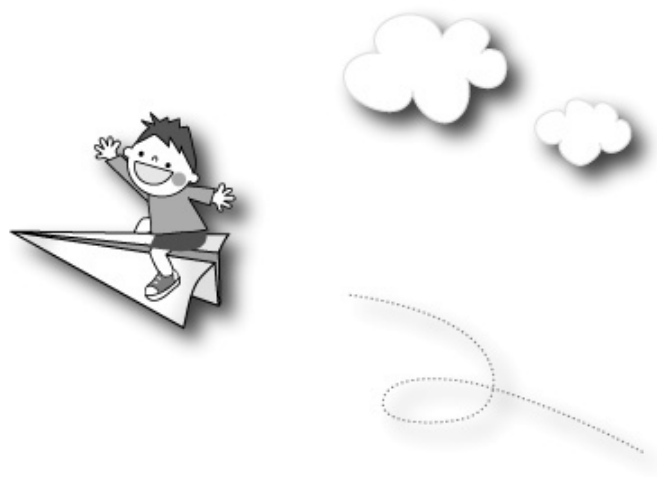


# 放課後支援 ガイドブック

第 1 版

～事業者の皆様へ～



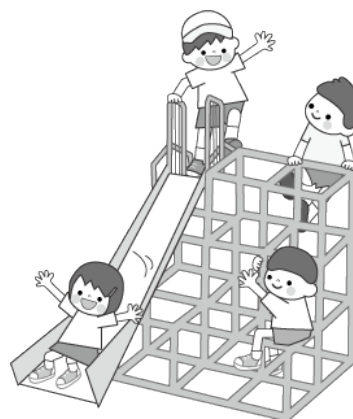
2011年 3月 発行

大津市障害者自立支援協議会

障害のある児童のよりよい放課後支援プロジェクト作成

## 目次

1. はじめに	・・・ 3
2. 12 個の大事！ 放課後支援で大事にすること	・・・ 3
3. 放課後支援をとおして成長する子どもたち	・・・ 4
4. 発達を保障するために	・・・ 6
5. アクセスの保障のために	・・・ 9
6. 職員がいきいきと働けるように	・・・ 10
7. 地域とつながる	・・・ 10
8. 家族もいきいきと	・・・ 11
9. 放課後支援をとりまく制度	・・・ 11
10. これから放課後支援事業をはじめる事業者の方に	・・・ 12
11. 関係機関連絡先	・・・ 13
12. 参考文献	・・・ 14
13. 資料	・・・ 15



## 1. はじめに

天津市障害者自立支援協議会（地域に住む障害児者の課題を共有しその解決に向けて協議を行っています）では、障害のある児童のよりよい放課後支援の検討を行ってきました。その検討を重ねるなか、放課後支援をおこなっていくうえでのヒントがたくさん集まりました。子どもたちの願いや家族の願いもたくさん集まりました。それを多くの事業者に知ってもらいたい、新たな事業者にも放課後支援の仲間になってもらいたい…そしてなによりも子どもたちがよりいきいきと放課後の時間を過ごせるように…そんな思いからこのガイドブックはできあがりました。共に実践する方、これから取り組もうとする方の参考になることを願っています。

## 2. 12個の大事！放課後支援で大事にすること

放課後支援において大事にしたいこと。この12個を軸にガイドブックはできあがっています。

- ①異年齢を含めた友だちのいる集団があるということ（心の居場所保障）
- ②単なるお預かりではなく、活動があるということ（発達保障）
- ③一人ひとりの発達や障害に寄り添った支援があるということ（発達保障）
- ④学齢期に福祉制度とつながること（ライフサイクルを見通した支援の保障）
- ⑤障害児がひとに支えられながら自立できるようになること（本人・家族支援）
- ⑥家族が介護に追われるわけではない人生を送れること（家族支援）
- ⑦専門知識をもった職員がいること（安全で安心できる場所・発達保障）
- ⑧適切な設備と環境が整備されていること（居場所保障）
- ⑨送迎の支援があること（アクセス権の保障）
- ⑩自分の家の近くにあること（地域性）
- ⑪利用負担金は利用抑制にならないような金額であること（応能負担）
- ⑫職員がいきいきと働ける場所であること（労働条件）

### 3. 放課後支援を通して成長する子どもたち

放課後支援の場で、子どもたちはどのような姿をみせてくれるのでしょうか。

子どもたちのなかで成長する姿。実際に放課後支援をおこなっている事業所からの報告です。



#### お兄ちゃんになった航太くんから教えられたこと

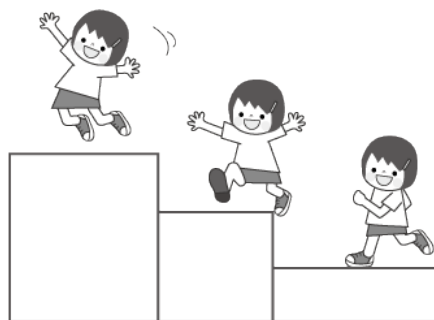
当時中学1年生だった航太くん（仮名）は2007年の春から利用を始めました。

その前年の2006年に開所したばかりの日中一時支援事業所はまだまだ手さぐりの状態で、自分の思いを言葉で伝える力がついていなかった航太くんの“イタズラ”の意味を受け止められず、“脱出”や“暴力”に職員はずいぶん悩まされました。

でも、関係を築くうちに職員が航太くんを理解しようと一生懸命になっていることが航太くんにも徐々に伝わったのでしょうか。もともと人と関わるのが大好きな航太くんは、そのうちおやつ準備や年下のお友だちの手助けをしてくれるようになってきました。そして今ではもうお兄ちゃん姿がすっかり板についた様子です。

航太くんの場合、支援者が専門の先生や学校の先生に相談しないと解決しないこともたくさんあることに気づかされました。本人の内面について支援者たちが共通理解することの大切さ、本人の気持ちを尊重したはたらきかけをすることの大切さを学びました。

成長するにしたがって、あのころのこだわりはなんだったのだろうというくらいあっけらかんと変わっていく姿を、子どもたちみんながみせてくれます。どんな障害があっても、それぞれがそれぞれのペースで大人になっていくのだなあ、と子どもたちの姿から人間の本来の力を教えられ、諭される毎日です。





## ひととのつながりのなかで成長する佳奈子さん

当時 17 歳だった佳奈子さん（仮名）は人見知りが強く、お母さん以外の人と過ごすことを不安に思っていました。また、自分の意見を言うと嫌われるかもしれないと不安になり、自分の意見を言うことができませんでした。

そんななか、「母と離れていろいろな人と楽しく過ごせるようになってほしい。」というお母さんの希望から居宅介護（ヘルプ）の利用を始めました。ヘルプの時間を楽しく過ごす場面もありましたが、「ヘルパーと遊んだらお母さんはどこかに行ってしまう。」という思いになり、ヘルプ利用を嫌がるようになってしまいました。

けれど、学校では友だちと楽しく遊んで自分の思いも出すことができている佳奈子さん。特に、仲良しの里香さん（仮名）とは学校以外でもよく遊び、友だちの輪ができていました。そこで、佳奈子さんの気持ちに合わせてサービスが利用できるよう、既に放課後支援（日中一時支援事業）を利用していた里香さんと一緒に、佳奈子さんも参加することにしました。

まずは、日中一時支援事業で行く公園で佳奈子さんと里香さんが待ち合わせ、一緒に遊ぶところから始めました。そのつぎは、公園で遊んだあとに事業所で一緒に昼食を食べるところまで。またそのつぎは、午後の活動まで。参加する時間を少しずつ延ばし、徐々に慣れることができるようにしました。

日中一時支援事業では里香さんにべったりだけど、とても楽しそうで、べったりすることで安心を得ているような佳奈子さんの姿がありました。仲のいい友だちがいるという安心感があること、新しくできた友だちやスタッフにも会いたいと思うようになったことで、今では日中一時支援事業に行くことが楽しみになっている様子です。まだまだ友だちに頼るところはあるけれど、友だちの意見と自分の意見が違う時などは、「〇〇しようよ」と自分の意見も言うことができるようになってきました。

佳奈子さんにとって、よく知っている場所以外で過ごすということが、人間関係をひろげたり、自分の思いを出したり、と持っている力を伸ばすことができる場になっているのではないかと感じています。



#### 4. 発達を保障するために

～単なるお預かりではなく、子どもの育ちを保障できること・活動があるということ

活動といっても、堅苦しく考えることはありません。散歩にいつてみたり、折り紙やお絵かき、水遊び、近くの公園に遊びに行ってみたり。

近くのお店に買い物に行き次の日にそれを使ってお菓子作りをしてみたり、月の初めにはカレンダーづくりをしてみたり。子どもたちも、職員も、見通しを持って楽しく気楽にはじめられるものからしてみましよう。継続して行っていくことで、子どもたちの育ちを感じ、見守ることができます。



##### (1) 放課後支援事業所だけで悩まないで

「問題行動を発達要求ととらえる」

放課後支援の事業所で子どもがみせる姿。それは子どものほんの一面。一見「困った行動」がみえたそのときが、その子の本当の姿や発達の証をとらえるチャンスです。

そんなとき、その子をとりにく学校の先生や、ヘルパーさんや、お母さんやいろいろなひとに、呼びかけてみてください。「学校ではこんな姿があるよ」「いまは次の発達の節目」など違った見方ができ、子どもとの世界がひろがっていきます。

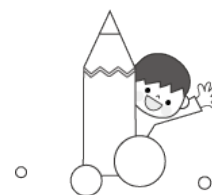
放課後プロジェクトの保護者ワークショップでも「ケース会議などのシステムを確立してほしい」という声がお母さん方からあがりました。

放課後支援の事業所だけで悩まず、相談支援事業所に一声かけてください。いろんな現場の人たちをつなぎ、その子がいきいき生活できることを一緒に考えることができます。

##### (2) 学校の先生への相談

子どもが通っている学校の先生に相談することができます。各学校には特別支援教育コーディネーターが設置されています。次のページの《連絡シート》に記入して、コーディネーターを通じ相談をしてみてください。学校の先生たちは、学校での生活だけでなくその子どもがどんな放課後を過ごしているのか知りたいという思いを持っています。

遠慮せずに協力を仰ぎましよう。



《連絡シート》

(事業所から学校への問い合わせ)

記入年月日                      年            月            日

子どもの名前	学校 (学部)	担当 (窓口)
--------	------------	---------

子どもの様子・対応について、具体的にお伝えください。

- ☆気になること (気をつけていること 配慮していること)
- ・ 障害の特性に関わること (こだわり、自傷・他傷行為、場面移動など)
  - ・ 介助について (食事、トイレ、更衣、姿勢、発作) 等

☆具体的な対応について (好きなこと、楽しみにしていること、アプローチの仕方)

☆上記と関わって、事業所で工夫・配慮していること

☆その他

学校に聞きたいことやご希望などご記入ください。

【事業所名:    担当:    連絡先: ☎    】

### (3) 発達相談員や作業療法士・理学療法士への相談

この子のこと気になるな。どんな支援をしたらよいか？・・・迷ったときには、発達相談員やリハビリのスタッフに相談することができます。下の様式に記載して、発達障害者支援センター（発達相談員）や、やまびこ総合支援センター（発達相談員・作業療法士・理学療法士）まで連絡してください。

担当職員が事業所に足を運んで直接アドバイスをしてくれます。

子どもの名前	生年月日	障害名
①支援するうえで、子どもの運動面の取り組み・姿勢介助の仕方・手先の活動などで困っていること、気になっていることについて記入してください。		
①に対する事業所での工夫や取り組みについて記入してください。		

肢体不自由の 太郎くん（仮名）。

日中一時支援事業所でおやつを食べるとき、椅子に座るけれどすぐに姿勢が崩れてしまい食べにくそう。おやつも十分食べられないしお茶も飲まずに遊びに行ってしまう。どうしたら落ち着いて食べてもらえるかな？



・・・そんな悩みを解決するため作業療法士さんに来てもらいました。作業療法士さんは、椅子をみて、さささとクッションを調節してくれました。身体にちょうどフィットしたクッションに座ることで安定した姿勢が保て、そこでおやつだけでなく、本読みもすることができるようになりました。ポイントを教えてもらったのでもう少し身体が大きくなっても工夫できそう。



#### (4) 活動に迷ったら

一芸ボランティアさんに来てもらって、ミニコンサートや手品披露などをしてもらうことができます。交通費や材料費程度の負担がある場合がありますので来てもらうまえに相談をしましょう。大津市社会福祉協議会の中の「ボランティアセンター」が窓口になっています。



事業所の近くに住む、本読みボランティアさんが遊びに来てくれました。でも子どもたちはなかなか本に反応を示さず…  
それでもボランティアさんは時々遊びに来てくれています。ボランティアさんとどんなことができるか探してみたいです。  
(大津市内の日中一時支援事業所 職員さんより)



#### 5. アクセス権の保障

気軽に放課後支援の場所に来られる、家族が迎えに来られない場合でもそのまま家に帰ることができるというのはとても大切なことです。

「日中一時支援事業」には送迎加算があるので、それを利用して事業所が送迎を行うことができます。ただ、子どもとたくさん遊んだ後の運転業務は、職員にとっては注意が継続しにくく安全に不安がある場合もありますし、また活動後の振り返りや反省会の時間がとれないなど課題もあります。運転が苦手な職員もいるでしょう。送迎体制をどのように組んでいくのかは十分な検討が必要です。



ハローワークに運転専門の募集を出したところ短時間の業務でも応募があり、運転手さんが見つかった事業所もあります。

## 6. 職員がいきいきと働けるように

放課後プロジェクトがおこなった、保護者対象のワークショップでは「ヘルパーさんに長続きしてほしい」「研修をしてほしい」との声があがっていました。子どもの成長を見守る放課後支援の場では、職員が心身ともに健康でじっくり子どもに関わることができる、そんな環境が求められます。

メンタルヘルスについて学習会をし、いきいきと働くためにはどんなことが必要なのか職員みんなで考えることもできます。

放課後活動が子どもたちにとってかけがえのないものであることを、実践報告などとおして発表したり交流したりすることで、職員が明日へのパワーをもらいいきいき働ける。子どもたちに集団が大切のように、職員にも語り合える仲間が必要です。積極的に事業所間交流にとりくんでみては？

「子どもたちの集まる少し前から時給が保障されればゆっくり準備ができるのになあ…。」

(賃金の保障など事業所の実態と課題を明確にし、提言していくことも大切です。)



## 7. 地域とつながる

子どもたちにとっても、家族にとっても、身近な地域で近所の人々がなにげなく声をかけてくれる、見守ってくれるということはとても心強いことです。

放課後支援のなかでも、子どもたちの姿をまずは街の人たちに知ってもらえるよう、どのような工夫をしてみてもいいでしょう。

- ・ 近所のお店にお買い物に行こう
- ・ 自治会のお祭りにブースを出してみよう

公共の建物をつかうことも、地域の人たちに子どもたちのことを知ってもらえるチャンスになります。



## 8. 家族もいきいきと

家族の思いを支えることも、放課後支援の大事な要素です。放課後支援プロジェクトのワークショップでは、家族から「職員との交流会をしてみてもは？！」という声がありました。年に数回でもそうした機会をもつことでお互いの思いを確認しあうことができます。

事業所だけが頑張っても、家族だけが頑張っても、よりよい支援は展開できません。子どもの育ちを、家族と事業所とが一緒になって支えられるように、共に支援を考える機会を持ちましょう。

## 9. 放課後支援をとりまく制度

放課後を支援するときの様々な制度についてまとめました。

### (1) 大津市の地域生活支援事業

#### ①日中一時支援事業

日中活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することを目的とした事業です。

#### ②移動支援事業

余暇活動等の社会参加を目的に、外出時の移動介護を行う事業です。

1対1での外出（1カ月25時間まで）の他に、グループ支援（月5回まで）があります。グループ支援は、仲間と何名かのグループで外出をする際にヘルパーが付き添いをするものです。友だち同士で放課後のお出かけをしたいという希望があがったときに利用できます。

また、日中一時支援事業所から一歩外に出て、習いごとの教室などに行きたいという希望があがったときには、ヘルパーを利用して付き添いを支援することもできるでしょう。

利用者から希望があがったときはもちろん、その子どもたちにとってこんな過ごし方はどうか？と思ったとき、柔軟にいろいろな事業を使いこなせるようにしていきたいですね。

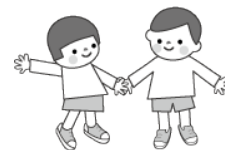
### (2) 申請の方法

①②とも、利用者から大津市障害福祉課への申請が必要です。利用者が利用決定通知を受けてから利用可能となります。

### (3) 今後の制度はどうか？

障害者自立支援法の改正案によると、2012年4月から「放課後等児童デイサービス事業」が法内事業化されることになりました。2011年1月現在、詳細は明らかになっていません。

10. これから放課後支援事業をはじめ事業者の方に  
※ 大津市日中一時支援事業をイメージしています。



**(1) 放課後支援事業の構想を練りましょう**

- ① 作る目的は何ですか？どんな事業にしたいですか？
- ② 大津市障害福祉課に相談しましたか？



**(2) 事業計画を立てましょう**

- ① 定員は何名にしますか？
- ② 収支の見込みはありますか？
- ③ 地域のニーズは把握しましたか？
- ④ 医療機関や学校との連携はできますか？



**(3) 不動産物件を探しましょう**

- ① 賃貸の場合、大家さんの了解は得られていますか？
- ② 周辺に住む人たちにも、事業のことを説明しましょう。



**(4) 人材を確保しましょう**

- ① 必要な職員はいますか？
- ② 休日の代替職員はいますか？（ハローワーク・福祉人材センターの活用）
- ③ 雇用契約や委託契約を行い、研修や健診もすすめましたか？



**(5) 事業開始の申請と契約を大津市障害福祉課としましょう**

- ① 提出資料の準備はできましたか？



**(6) 利用者を決定し、事業開始です**

- ① 相談支援事業所や学校など関係する機関に、事業を開始することを連絡しましょう。
- ② 利用者を募集、決定し、事業開始です。

## 1 1. 関係機関連絡先

### 委託障害者相談支援事業所

(大津市から委託を受け、障害者の相談に対応している事業所です)

#### 障がい児者相談センターみゆう (しが夢翔会)

〒520-2153 大津市一里山 3-40-10 TEL:077-543-2567 FAX:077-543-7328

#### 相談支援事業ひびき (おおつ福祉会)

〒520-0106 大津市唐崎 3-1-15 TEL・FAX:077-578-5720

#### やまびこ総合支援センター内生活支援センター

〒520-0802 大津市馬場 2-13-50 TEL:077-527-0486 FAX:077-527-0334

#### 障害者生活支援センター いるか

〒520-0801 大津市におの浜 4-2-33 障害者福祉センター内 TEL・FAX:077-527-2355

#### 精神障害者地域生活支援センター オアシスの郷

〒520-0026 大津市桜野町 1-10-5 TEL:077-510-5725 FAX:077-510-5726

#### 障害者相談・生活支援センター やすらぎ

〒520-0837 大津市中庄 1-15-1 クレストビル 2 階 TEL:077-526-7802 FAX:077-526-7803

#### 地域生活サポートセンター じゅぶ

〒520-2153 大津市一里山 2-2-8 TEL:077-548-3511 FAX:077-548-3515

#### 大津市発達障害者相談支援センター かほん

〒520-0353 大津市伊香立向在地町 78-2 伊香立の杜内 TEL・FAX:077-598-8022

### 特別支援学校

#### 草津養護学校

〒525-0072 草津市笠山 8-3-111 TEL:077-566-0012 FAX:077-566-0015

#### 北大津養護学校

〒520-0353 大津市伊香立向在地 25 TEL:077-598-3174 FAX:077-598-3176

#### 滋賀大学教育学部附属特別支援学校

〒520-0002 大津市際川 3-9-1 TEL:077-522-6569 FAX:077-526-2279

### ボランティアセンター

#### 大津市社会福祉協議会

〒520-8530 大津市浜大津 4-1-1 明日都浜大津 5 階  
TEL:077-525-9316 FAX:077-521-0207

### 大津市障害福祉課

〒520-8575 大津市御陵町 3-1 TEL:077-528-2745 FAX:077-524-0086

## 12. 参考文献

放課後支援をおこなううえで参考になる文献をまとめました。

村岡真治（2008）「ゆうやけで輝く子どもたち－障害児の放課後保障と実践のよろこび」  
全国障害者問題研究会出版部  
（東京都小平市での30年近い実践をまとめたもの）

白石正久（2007）「障害児がそだつ放課後」かもがわ出版  
（指導員をはじめとする人びとが大切にしている知識や視点を概説したもの）

名古屋市学童保育連絡協議会障害児部会・特定非営利活動法人あした（2005）  
「しょうがいのある子どものゆたかな放課後・夏休み」かもがわ出版

二宮信一（2005）「ココロとカラダほぐしあそび」学研教育出版

佐藤和美（2008）「たのしくあそんで感覚統合」かもがわ出版



### 13. 資料

#### 大津市障害者日中一時支援事業実施要領

(目的)

第1条 大津市障害者自立支援法施行細則（平成18年規則第54号）第13条第2項第1号に基づく大津市障害者日中一時支援事業（以下「事業」という。）は、障害者と障害児（以下「障害者等」という。）に日中活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の対象となる日中一時支援は、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に日中の活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市長が適切と認める支援を行う。

2 事業は、事業を実施するのに適当な面積、設備を備える施設等を有し、事業を実施する職員を確保していると市長が認める法人等に委託して実施する。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等とする。

(委託単価)

第4条 事業の委託単価は次のとおりとする。

事業の委託単価は、次の区分ごとの金額に90/100を乗じた額とする。ただし、重度加算並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号及び同項第2号に基づく市町村民税が非課税の世帯に属する者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第4条に基づく生活保護を受けている者への支援は、90/100を乗ずる前の金額とする。

区分	利用時間	利用時間 4時間以上6	利用時間
	4時間未満	時間未満	6時間以上
通常単価	4,000円	5,000円	6,000円
重度加算	1,500円	1,500円	1,500円
送迎加算（1回）	500円	500円	500円

2 前項の重度加算の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第21条第1項に基づき認定を受けた障害程度区分が区分4から区分6の者
- (2) 法第5条第4項に基づく行動援護の支給決定を受けた者
- (3) 児童相談所において、重症心身障害児の認定を受けた者

3 第1項の規定に関わらず、平成18年9月30日において大津市障害児タイムケア事業（以下「タイムケア事業」という。）の委託を受けている事業者の障害児に係る委託単価は、平成19年3月31日まで市長がタイムケア事業の委託料として別に定める金額を委託単価とする。

(利用申請)

第5条 事業を利用しようとするときは、大津市障害者日中一時支援事業利用申請書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

(利用決定)

第6条 市長は、前条の申請を受け取ったときは、利用の適否を審査し、利用が適当と認めるときは、大津市障害者日中一時支援事業利用決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、利用が適当でないとき、大津市障害者日中一時支援利用申請却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(利用変更申請)

第7条 事業に係る利用者負担額その他のことについて変更しようとするときは、大津市障害者日中一時支援事業利用変更申請書（様式第4号）を、市長に提出するものとする。

(利用変更決定)

第8条 市長は、前条の申請を受け取ったときは、利用変更の適否を審査し、利用変更が適当と認めるときは、大津市障害者日中一時支援事業利用変更決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、利用変更が適当でないとき、大津市障害者日中一時支援利用変更申請却下通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(利用者負担額の支払)

第9条 前条第1項の利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）が事業を利用したときは、大津市障害者自立支援法施行細則（平成18年規則第54号）第13条第3項第3号に基づく負担額を事業者に支払うものとする。

2 前項の規程に関わらず、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号及び同項第2号に基づく市町村民税が非課税の世帯に属する者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第4条に基づく生活保護を受けている者は、負担金の支払を免除する。

(実績報告)

第10条 第2条第2項に基づき事業の委託を受けた事業者は、1月の利用実績について、事業を実施した翌月の10日までに市長に報告するものとする。

(他のサービスの利用制限)

第11条 利用者は、事業を利用している時間については、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び法第77条第1項各号に規定する地域生活支援事業を利用できないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他、事業の実施について必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。



## 大津市障害者移動支援事業実施要領

### (目的)

第1条 大津市障害者自立支援法施行細則（平成18年規則第54号）第13条第1項第4号に基づく、大津市障害者移動支援事業（以下「事業」という。）は、屋外での移動に困難がある障害児及び障害者について、外出のための介護を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進することを目的とする。

### (事業内容)

第2条 事業の対象となる移動支援は、障害者の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動介護とし、経済活動や通学、通所等の通年にわたる定例的な外出は事業の対象としないものとする。

### (定義)

第3条 この要領において、全身性障害者とは、両上肢、両下肢のいずれにも障害があつて、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号。）第15条第4項に基づき交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の等級が1級の者をいう。

2 この要領において、全身性障害者に準ずる者とは、上肢及び下肢に障害があつて、身体障害者手帳の等級が下肢又は体幹の3級以上の者をいう。

3 この要領において、視覚障害者とは、視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

4 この要領において、知的障害者とは都道府県知事から療育手帳の交付を受けた者をいう。

5 この要領において、精神障害者とは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に基づく精神保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。

6 この要領において、事業者とは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第36条第1項に基づき障害福祉サービス事業者の指定を受けているものであつて居宅介護事業者の指定を受けているもの又は支援法施行前において改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の19に基づき基準該当居宅支援事業所の指定を受けていたもののうち、移動支援事業を実施する能力と体制を整えていると市長が判断したものをいう。

### (対象者)

第4条 事業の利用対象者は次のとおりとする。

(1) 全身性障害者及び全身性障害者に準ずる者。ただし、支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護の対象者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第9条各号に規定する被保険者は除く。

(2) 視覚障害者。

(3) 知的障害者。ただし、支援法第5条第4項に規定する行動援護の対象者は除く。

(4) 精神障害者。ただし、支援法第5条第4項に規定する行動援護の対象者は除く。

### (実施方法)

第5条 事業は、市長が適当と認めた事業者に委託して、次のとおり実施する。

#### (1) 個別支援

個別的な支援が必要な場合のマンツーマンでの支援をいう。

#### (2) 送迎支援

前号の個別支援のうち、自動車により複数の利用者を同時に送迎する支援であつて、概ね1時間以内の支援を

いう。

(3) グループ支援

複数の障害者への同時支援で、屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの同時参加の際の支援をいう。

2 事業の委託を受けようとする事業者は、市長に事業所確認書（様式第1号）を提出するものとする。

3 事業の従事者の資格要件は、支援法第28条第1項第1号に規定する居宅介護において実施する通院介助の従事者の要件として厚生労働省が示した要件と同じ要件とする。

(利用限度)

第6条 この要領に基づく、事業の利用限度は次のとおりとする。

(1) 個別支援は、1月につき25時間とする。

ただし、障害者が大津市の団体補助金の交付を受けている障害当事者の団体の役員等であって、当該団体の会議等に参加するために個別支援を利用しなければならない場合は、別途月25時間を限度として利用できるものとする。また、送迎支援は、1回につき個別支援を30分利用したのものとして取り扱うものとする。

(2) グループ支援は、1月につき5回とする。

(委託金額)

第7条 事業の委託金額は次のとおりとする。

(1) 個別支援の委託金額は、30分当たり840円とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第4条に基づく生活保護（以下「生活保護」という。）を受けている者は890円とする。また、1回の支援の時間に30分未満の端数が生じたときは、切り上げて計算するものとする。

(2) 個別支援の委託金額について、利用者1人につき事業を利用した日について2回を限度として開始時加算費1,410円を算定できるものとする。ただし、同一事業所が複数回の開始時加算費を算定する場合にあっては、サービス提供に概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。

(3) 送迎支援の委託金額は、1人1回につき840円とする。ただし、生活保護を受けている者は890円とする。

(4) 送迎支援の委託金額について、自動車1台当たり1回2,820円の送迎加算費を算定できるものとする。ただし、第2号に規定する開始時加算費は算定できないものとする。

(5) グループ支援の委託金額は、支援を受けた障害者数及び1回に支援した時間に応じて、次の表のとおりとする。

支援を受けた障害者数	支援時間4時間以下	支援時間4時間超
2人	7,000円	9,000円
3人～5人	15,000円	19,000円
6人～8人	26,000円	32,000円
9人～11人	37,000円	45,000円
12人～19人	45,000円	55,000円
20人～29人	64,000円	79,000円
30人以上	90,000円	111,000円

(利用申請)

第8条 移動支援を利用しようとする者は、大津市障害者移動支援事業利用申請書(様式第2号)を、市長に提出するものとする。

(利用決定)

第9条 市長は、前条に基づく申請があったときは、利用の適否を審査し、利用が適当と認めるときは、大津市障害者移動支援事業利用決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(申請却下)

第10条 市長は、第8条に基づく申請があり、利用の適否を審査し、利用が適当でないと判断するときは、大津市障害者移動支援事業利用申請却下通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(利用者負担額の支払)

第11条 第9条の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)が事業を利用したときは、大津市障害者自立支援法施行細則(平成18年規則第54号)第13条第3項第2号に基づく負担額を事業者に支払うものとする。

(他のサービスの利用制限)

第12条 利用者は、事業を利用している時間については、支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び第77条第1項各号に規定する地域生活支援事業を利用できないものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもの他、事業の実施に必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。



## ○ 大津市障害者自立支援協議会 障害のある児童のよりよい放課後支援プロジェクトとは

大津市障害者自立支援協議会は、大津市内に住む障害をもつ市民一人ひとりの課題を地域の課題をして協議解決する場として平成18年10月から継続した協議を行っています。そのなかで何度も課題となってあがってきた「障害児が放課後を過ごす場が足りない」ということについて集中的に検討するために立ち上げたのが「障害のある児童のよりよい放課後支援プロジェクト」です。市内の日中一時支援事業所、障害福祉課、特別支援学校、相談支援事業所などが集まって検討を重ねてきました。

## ○ 放課後支援ガイドブック作成メンバー

井上もと子（友と遊）／上田純子（大津市障害福祉課）／岡田徹也（草津養護学校）／越野緑（やまびこ総合支援センター）  
／坂本彩（プロジェクトリーダー・障がい児者相談センターみゆう）／佐々木輝明（おおつ福祉会ホームヘルプセンター）  
／佐藤紀子（やまびこ総合支援センター）／西村朱美（北大津養護学校）／藤居良輔（ヘルプステーションガル）

## ○ 大津市障害者自立支援協議会 事務局

滋賀県大津市馬場2-13-50 やまびこ総合支援センター内